

二十 十九 十八 十七 十六 十五
 払 者 入 払 元 償 償
 込 札 場 利 還 還
 期 参 所 金 金 期
 日 加 支 支 額 限
 子 以

平成二十六年二月十七日
 財務大臣から通知を受けた者
 日本銀行
 額面金額百円につき百円
 平成二十八年二月十五日
 利子を支払う。
 て、その日以前六月間に属する
 を、その期とし、各支払期におい
 毎年二月十五日及び八月十五日
 後、第二期利子

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$
 規定する期日について同じ。
 は、その翌営業日に支払う（以
 期が銀行休業日に当たるとき
 た金額を支払う。ただし、支払
 期とし、次の算式により算出し
 平成二十六年八月十五日を支払
 平成二十六年八月十五日を支払

十四 初期利子
 座に記載又は記録されるもの
 についで、前記(一)の算式に
 より算出した金額から該金
 額に百分の二十・三一五を乗
 じた金額(ただし、当該国債
 を発行時に、又は外国法
 人である者が非居住者であ
 る場合又は、前記(一)の算式に
 より算出した金額に適用を受
 ける者又は外国法人が適用を受
 ける所得税の税率を乗じた金
 額)を控除することができる。